

市長において専決処分にすることができる事項の指定についてここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

狛江市議会議長 三角 武久



市長において専決処分にすることができる事項の指定について

令和 8 年10月 5 日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、市長が専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

- 1 市が当事者である訴えの提起で、その目的の価格が100万円未満のもの
- 2 市が当事者である和解で、1 件につきその目的の価格が100万円未満のもの
- 3 法律上狛江市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 1 件につき100万円未満のもの
- 4 工事請負契約の変更で、その変更が議会の議決を経た契約金額の 1 割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が3,000万円を超えない額であるもの

付 則

- 1 この指定は、議決の日からその効力を生ずる。
- 2 市長において専決処分にすることができる事項の指定について（平成28年10月 4 日議決）は、前項の議決の日限り、その効力を失う。